Gunma Prefecture 群馬県

令和８年１１月１２日
環境森林部
自然環境課　野生動物係
電話：027-226-2874　内線：2874

令和８年度の狩猟が解禁されます

１　狩猟期間

令和８年１１月１５日（日）から令和９年２月１５日（月）まで
ただし、ニホンジカ及びイノシシに限り、令和９年２月２８日（日）まで

２　狩猟事故・違反の発生防止対策

狩猟期間中、狩猟による事故の予防と法令違反の防止のため、市町村、猟友会、警察署等の関係機関と連携して、各環境森林事務所・森林事務所の職員や鳥獣保護管理指導員によるパトロールを実施します。

３　狩猟者・入山者への注意喚起等

狩猟解禁に当たって、群馬県では狩猟者や入山者に次のことについて呼びかけを行います。

（１）狩猟者への注意喚起及び依頼内容

・ 法令及びマナーを守って、安全な狩猟を実施してください。
・ 県内で捕獲された野生イノシシから豚熱（CSF）ウイルスが確認されています。狩猟する際は、防疫措置(消毒等)を徹底してください。
・ 県内で捕獲されたツキノワグマ、ニホンジカ（一部解除を除く）、イノシシ及びヤマドリの肉は、原子力災害対策本部長の指示により「出荷制限」とされていますので、ご注意ください。
・ 群馬県では、農林業被害防止のため、ニホンジカ及びイノシシの捕獲強化を呼びかけています。特にニホンジカについては、個体数増加を抑制するため、メスジカの積極的な捕獲にご協力をお願いします。

（２）入山者への注意喚起

・ 入山する際は、できるだけ目立つ服装を心がけ、複数人で話をする、音の鳴るもの（鈴、ラジオ等）を携帯するなど、自分の存在を狩猟者や周囲に知らせましょう。
・ 土日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
・ わな設置の標識がある場所は、危険ですので、近づかないようにしましょう。

＜参考＞　狩猟者登録の状況

区分		網猟、わな猟	銃猟	計
令和８年度（10 月 31 日現在）	県内者	1,217 人	1,298 人	2,515 人
	県外者	16 人	563 人	579 人
	計	1,233 人	1,861 人	3,094 人
参考	令和７年度	1,250 人	1,937 人	3,187 人
	令和６年度	1,231 人	1,972 人	3,203 人
	令和５年度	1,226 人	2,025 人	3,251 人

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS